

## 第7節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会経済情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

なお、修正にあたっては、女性、高齢者や障がい者等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、原則として次の手順で行う。

- 1 市防災会議は関係機関の意見等を聞き、地域防災計画修正案を作成する。
- 2 市防災会議は、地域防災計画を修正したときは、災害対策基本法第42条第4項の規定により、府知事に報告するとともに、住民等にその要旨を公表する。なお、公表の手段として、市広報紙・ホームページに掲載する等により周知する。
- 3 市防災会議を開催し、地域防災計画を審議・決定する。